

証券コード：3800
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ユニリタ
代表取締役社長 北野 裕行

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第41期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.unirita.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況やご自身のご体調を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご来場に際して、慎重なご判断をいただきますようお願い申し上げます。なお、9頁記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月22日（木曜日）午後2時（午後1時より受付開始） |
| 2. 場 所 | 株式会社ユニリタ本社
東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟29階
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、
お間違えのないようご注意ください。 |

3. 目的事項

報告事項

- 1.第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、「連結注記表」、「個別注記表」については、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3800/>



～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- ▶ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- ▶ 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2023年6月22日株主総会終了までとなります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2023年6月22日（木曜日） 午後2時～株主総会終了まで

※ 当日ライブ視聴画面は、開始時間1時間前頃よりアクセス可能となります。

※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2023年6月20日（火曜日）午後5時まで

3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）
議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

* 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999 》

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)



○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切取り願います。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらかじめ議決権行使をお願いします。

○このほかきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

読み取り



（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金受取人私郵便



差出有効期間
年 月 日
まで

郵便はがき

137-8683

(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufig.jp>

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999

パスワード : 9999999

スマートフォン QRコード読み込み

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切取り願います。
○インターネットにより議決権行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

○このはがきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の住所に宛ててお送りいたします。

利権受取人住所郵便
137-8683

郵便はがき

差出有効期間
日まで

(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

①

パスワード

② 利用規約に同意する

③

⑦ よくあるご質問はこちら

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。**
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. 事前質問について

事前質問期限までに株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は原則として、お一人様につき2問とさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。
- ✓ ご質問は1問につき200文字以内でお願い申し上げます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。その他の質問については、本株主総会終了後に当社ホームページ等に回答を掲載させていただく予定です。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～午後5時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

議決権行使についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2023年6月22日（木曜日）午後2時（午後1時より受付開始）**

事前行使のご案内



郵送により議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2023年6月21日（水曜日）午後5時 到着分まで**



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年6月21日（水曜日）午後5時 入力完了分まで**

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

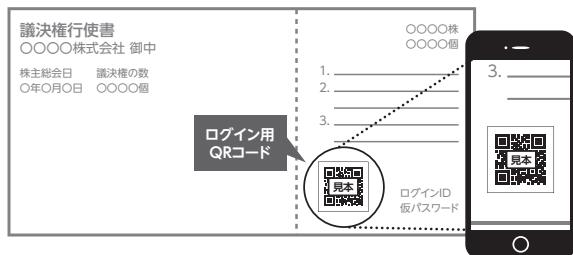
2023年6月21日（水曜日）午後5時 入力完了分まで

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株様のご負担となります。

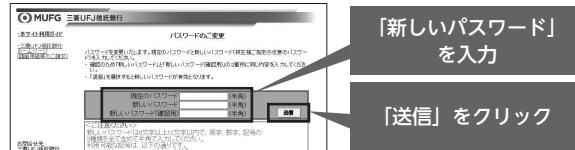
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含めた取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行	代表取締役 社長執行役員	再任
2	ふじ わら たつ や 藤 原 達 哉	取締役 常務執行役員	再任
3	の むら こう いち 野 村 剛 一	取締役 上席執行役員	再任
4	かね こ のり こ 金 子 紀 子	取締役 上席執行役員	再任
5	み つ ぎ よし ひと 三ツ木 義 人	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員
6	はら たかし 原 大	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	
1	 <p>きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行 (1970年10月22日生)</p> <p>再任 在任9年 所有する当社株式の数 53,321株</p>	<p>1994年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピー ソリューションズ 代 表取締役社長 2014年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日 本統括部長 2014年6月 取締役 執行役員 営業本 部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長 2015年4月 取締役 執行役員 営業本 部 西日本事業部長</p>	<p>2017年4月 代表取締役 社長執行役 員 内部監査室担当 2021年4月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門担当 2022年4月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門・グループ業務本 部担当 2022年6月 代表取締役 社長執行役 員 コーポレートスタッ フ部門担当 2023年4月 代表取締役 社長執行役 員 経営戦略本部・内部 監査室担当 (現在に至る)</p> <p>取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社社長および当社の営業責任者を務めた経営経験と実績を有し、2017年4月からは代表取締役 社長執行役員に就任しました。そして、今般2021年度をスタートとする3か年中期経営計画を策定し、現在、当社グループの成長戦略を主導しております。当社は、デジタル変革の環境下、同氏が事業構造変革の牽引役として適任であると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
2	 <p>ふじ わら たつ や 藤原達哉 (1964年9月25日生) 再任 在任3年 所有する当社株式の数 7,362株</p>	<p>1985年4月 株式会社両備システムズ入社 1991年7月 株式会社リクルート入社 2008年3月 株式会社野村総合研究所入社 2010年10月 株式会社ビーエスピーソリューションズ入社 2012年4月 同社 取締役 SMO推進部 部長 2017年4月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年4月 当社 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長</p>	<p>2020年4月 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグレーション部長 2020年6月 取締役 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグレーション部長 2021年4月 取締役 常務執行役員 クラウドサービス事業本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、大手IT企業を経て、当社グループにおいてコンサルティング事業子会社の経営に参画し、同社の業容の拡大を推進し、2020年度に取締役 執行役員に就任しました。当社は同氏が、当社グループのクラウドビジネスおよびDX対応に向けた事業戦略の推進にあたり、その経験と見識をもとに、リーダーシップを発揮できる人材と判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>	
3	 <p>の むら こう いち 野村剛一 (1965年7月10日生) 再任 在任1年 所有する当社株式の数 14,586株</p>	<p>1989年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月 当社と合併) 入社 2007年4月 同社 執行役員 カスタマーサービス部長 2015年4月 当社 執行役員 新ビジネス本部データアナリティクス部長 兼 ESB部長 2019年2月 備実必(上海) 軟件科技有限公司 董事長 (現任)</p>	<p>2021年4月 当社 執行役員 プロダクトサービス事業本部副本部長 兼 メインフレーム部長 2022年4月 当社 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長 2022年6月 当社 取締役 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、当社グループのコアコンピタンスの一つであるデータ活用分野における豊富な業務経験と見識を有しており、当社グループにおけるコア事業であるプロダクトサービス事業の収益基盤確保と再成長の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
4	 <p>かね こ のり こ 金子紀子 (1969年6月23日生)</p> <p>再任</p> <p>在任1年</p> <p>所有する当社株式の数 10,628株</p>	<p>1992年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月当社と合併) 入社</p> <p>2019年4月 当社 執行役員 営業本部長 兼 パートナービジネス部長 兼 マーケティング部長</p>	<p>2021年4月 当社執行役員 セールスユニット ゼネラルマネージャー 兼 クラウドサービス事業本部 副本部長</p> <p>2022年4月 当社 上席執行役員 グループ業務本部長</p> <p>2022年6月 当社 取締役 上席執行役員 グループ業務本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、当社における技術部門、営業部門双方での豊富な業務経験と部門改革を遂行した実績を有しており、今後の当社の成長の基盤となる管理部門における変革の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	
5	 <p>みつぎ よし ひと 三ツ木 義人 (1957年12月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任4年</p> <p>所有する当社株式の数 16,300株</p>	<p>1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月(株)野村総合研究所と合併) 入社</p> <p>1999年10月 同社 流通システム一部長</p> <p>2001年4月 同社 人事部長</p> <p>2002年4月 同社 執行役員 人事担当</p> <p>2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長</p>	<p>2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当</p> <p>2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長</p> <p>2017年4月 同社 理事</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにした、IT企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の経営判断および取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
6	 <p>はら たかし 原 大 (1951年8月24日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任3年 所有する当社株式の数 5,500株</p>	<p>1975年4月 株式会社三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2002年1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長</p> <p>2005年5月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当 人事部長</p> <p>2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員 西日本エリア支社担当</p> <p>2008年6月 同行 常務取締役 人事部担当</p>	<p>2009年5月 同行 専務取締役 人事部担当</p> <p>2010年5月 同行 副頭取 西日本駐在</p> <p>2012年6月 双日株式会社 代表取締役副会長</p> <p>2019年6月 同社 取締役会長</p> <p>2020年6月 同社 特別顧問</p> <p>2020年6月 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役(現在に至る)</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたり金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。</p>	

<取締役候補者について>

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三ツ木義人氏および原大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 三ツ木義人氏および原大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています（ただし、違法行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社が社外取締役に期待する役割・責務は次のとおりであります。
 - ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
 - ②経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - ③当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - ④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
 - ⑤経営陣幹部の指名・報酬の決定プロセスについて、指名・報酬委員会を通じて、取締役会に適切な関与・助言を行うこと
 - ⑥買収防衛における当社の対抗措置が、当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、企業価値検討委員会を通じて、取締役会に適切な勧告あるいは意見表明を行うこと

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の竹中豊典氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
 <p>たけ なか とよ のり 竹 中 豊 典 (1957年12月11日生)</p> <p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>在任7年 所有する当社株式の数 2,300株</p>	<p>1981年4月 株式会社三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2002年1月 株式会社UFJホールディングス(現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ) 経営企画主計室長兼株式会社UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 企画部次長</p> <p>2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 副部長</p>	<p>2006年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 尼崎支社長</p> <p>2009年1月 日本電子債権機構設立調査株式会社(現日本電子債権機構(株)) 顧問</p> <p>2009年2月 同社代表取締役</p> <p>2016年6月 当社監査役(現在に至る)</p>
	<p>社外監査役候補者とした理由等</p> <p>同氏は大手銀行勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しており、監査体制の強化を期待することができるためです。また、取締役の職務執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣も深いことから、監査役として職務を適切に遂行していただけるものと期待して選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹中豊典氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は竹中豊典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しており、同氏が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 竹中豊典氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が本定時株主総会において監査役に選任され就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考：取締役会・監査役会のスキル・マトリックス

第1号ならびに第2号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成および各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査役会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

氏名/ 株主総会終結後の 地位 (予定)	取締役会構成員として期待する知見・経験・専門性						
	企業経営	IT・ デジタル	営業 ・ マーケ ーテ ィング	財務 ・ 会計	人事労務	法務 ・ リスク 管理	グロー バル
北野 裕行 代表取締役 社長執行役員	●	●	●				●
藤原 達哉 取締役 常務執行役員	●	●	●				
野村 剛一 取締役 上席執行役員	●	●	●				●
金子 紀子 取締役 上席執行役員	●			●	●	●	
三ツ木 義人 社外取締役	●	●			●	●	
原 大 社外取締役	●			●	●	●	
竹中 豊典 社外監査役	●			●		●	●
御子柴 一彦 社外監査役					●	●	
佐藤 昌敏 社外監査役	●	●				●	

(注) 上記は、特に期待する知見・経験・専門性であり、各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
 <p data-bbox="193 610 399 692"> たけむら おさむ 武村 修 (1950年8月3日生) </p> <p data-bbox="193 712 399 762"> 所有する当社株式の数 ー </p>	1969年4月 日立造船株式会社入社 1987年1月 株式会社東洋情報システム (現 TIS株式会社) 入社 1995年10月 同社 管理本部経理部長 2003年5月 クオリカ株式会社非常勤 監査役 2004年4月 TIS株式会社 グループサ ービスセンター経理部長 2006年6月 同社 常勤監査役	2011年6月 同社 常勤監査役退任 2011年6月 クオリカ株式会社 常勤 監査役 2011年6月 高律科(上海) 情報系統 有限公司 監事 2013年6月 クオリカ株式会社 非常 勤監査役 2013年7月 当社 顧問 2014年6月 当社 補欠監査役(現在 に至る)
	<p>補欠監査役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、経理業務に長年従事し、他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにアーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の監査継続期間が相当長くなっているため、アーク有限責任監査法人を起用することで新たな視点での会計監査が期待できること、アーク有限責任監査法人は、専門性、独立性、高度な品質管理体制といった会計監査人に必要な要件を満たしていること、さらに監査報酬の水準を考慮した上で、総合的に検討を行った結果、適任であると判断したものです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。(2023年4月1日現在)

名称	アーク有限責任監査法人	
主たる事務所所在地	東京都新宿区西新宿1丁目23番3号	
沿革	1975年4月 近畿第一監査法人を設立 聖橋監査法人を設立 1982年8月 明治監査法人を設立 2004年3月 アーク監査法人を設立 2016年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し明治アーク監査法人となる 2016年7月 聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併 2019年7月 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併	
概要	資本金 構成人員	50百万円 代表社員 8名 社員 37名 公認会計士 58名 公認会計士試験合格者 42名 USCPA資格取得者 1名 USCPA試験合格者 1名 ITその他専門職 4名 監査事務スタッフ 19名 その他 13名 合計 183名

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

＜当期の経営成績＞

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期から下半期の移行とともに新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応が変化し、全国旅行支援の開始や海外からの入国制限の緩和などにより経済活動の再開につながりました。個人消費は物価高の影響を受けつつも、飲食・宿泊などのサービス消費を中心に回復が続き、訪日外国人数の急増に伴うインバウンド消費の回復も鮮明になりました。設備投資も回復基調は継続しており、なかでもDX推進を追い風にしたITおよびソフトウェア投資の堅調な状況は継続しています。

しかし、景況感全体としては、回復基調は維持されてはいるものの、海外経済の減速および国内の実質所得減少の影響もあり回復ペースは鈍いものとなりました。

そのような中、国内IT市場では、投資テーマとして、eコマースの強化、AIを活用したコールセンター向け投資、デジタルマーケティング関連への投資、競争力や顧客エンゲージメントを高めるための施策などへの投資が目立ってきました。また、2022年1月に施行された電子帳簿保存法、2023年10月に施行予定のインボイス制度などへの対応も市場を後押しし、企業のIT投資は堅調な成長が続いています。

企業のDXへの取り組みも模索段階を過ぎようとしている現在、企業が自社の価値を向上させるためのDX推進に取り組む姿勢や投資ニーズとしては、「クラウドファースト」から「最適なプラットフォーム選択」へと、自社の実情を踏まえた企業価値向上につなげる実践フェーズに移行してきています。

当社グループでは、このような企業のIT投資ニーズに対して、「データ」「サービス」「プロセス」の「3つのITマネジメント力※」に関する技術とノウハウの強みをもとにお客様の事業変革とIT課題解決を支援しています。

そして、当社グループでは、中期経営計画(2021年度から2023年度)の基本方針「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」の下、いままでのIT課題に加え、事業課題、社会課題の解決までをカバーする事業を展開してきました。

※当社グループの強みである「3つのITマネジメント力」

「データマネジメント」：日々の企業活動から生まれる膨大なデータをDX推進や企業価値創出の源泉とするためにはその整備と管理が重要です。そのためのデータガバナンスの確立を豊富な実績に基づくコンサルティングノウハウと各種サービスの提供によりサポートするものです。

「サービスマネジメント」：市場トレンドが所有から利用へと移り事業のサービスシフトが進む中、サブスクリプションモデルでは契約してからの顧客体験の向上がビジネスの成功要因となっています。そのための事業のサービス化支援、カスタマーサクセスや戦略的アウトソーシングの体制構築を豊富な実績に基づくコンサルティングノウハウと各種サービスの提供によりサポートするものです。

「プロセスマネジメント」：企業活動の業務フローを「プロセスの可視化」「属人化から標準化」といった、人のスキルや能力に依存せず業務プロセスを改善することは、業務効率や生産性向上に必要なだけでなくDX推進のための前提条件となります。そのための体制構築を豊富な実績に基づくコンサルティングノウハウと各種サービスの提供によりサポートするものです。

現在、企業のDXへの取り組みは、デジタイゼーション（効率化投資）に加え、デジタルによる収益貢献を目指すデジタライゼーション（バリューアップ投資）領域へと本格的な投資が拡大しています。

効率化投資の領域では、業務効率化のためのシステム更改やマイグレーションニーズに加え、複雑化・多様化している企業のITリソースをDX推進にあたり最適な運用や管理体制として維持するためのサービスマネジメントへの対応ニーズが顕在化しています。

バリューアップ投資の領域では、DXを推進する際にカギとなるデータの価値化と活用にあたり、社内に蓄積、散在しているデータ統合と管理のあり方が経営課題となる中、データマネジメントの重要性が認識されています。また、組織間コミュニケーション基盤構築への対応ニーズも顕在化しています。

このような事業環境の中、当社グループでは、グループの強みである「3つのITマネジメント力」に基づく顧客アプローチが奏功し、当連結会計年度の業績は、前期比増収増益となりました。

売上面では、プロダクトサービス、クラウドサービス、プロフェッショナルサービスの3セグメントともに期初計画を上回り、売上高115億49百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

利益面では、増収効果による営業増益、持分法投資利益の増大や計画外の営業外収益の計上等による経常増益、親会社株主に帰属する当期純利益では固定資産の売却に伴う税効果の

発生等も寄与し、営業利益9億15百万円（同32.1%増）、経常利益11億32百万円（同36.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億52百万円（同44.1%増）となりました。

<セグメント業績>

セグメントごとの業績は次のとおりです。

(百万円)

セグメント	項目	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	4 Q累計	前年同期	前年同期比 増減率
プロダクト サービス	売上高	1,130	1,078	1,082	1,197	4,488	4,420	1.5%
	営業利益	308	228	237	319	1,093	1,254	△12.8%
	営業利益率	27.3%	21.2%	22.0%	26.7%	24.4%	28.4%	△4.0pt
クラウド サービス	売上高	758	804	768	978	3,310	2,958	11.9%
	営業利益	△109	△45	△96	53	△197	△365	－
	営業利益率	－	－	－	5.5%	－	－	－
プロフェッ ショナル サービス	売上高	779	889	971	1,109	3,750	3,062	22.5%
	営業利益	13	52	86	145	298	84	253.0%
	営業利益率	1.7%	5.9%	8.9%	13.1%	8.0%	2.8%	5.2pt

プロダクトサービス

自動化・帳票プロダクト事業では、プロアクティブな営業活動により、システム更改や再構築によるクラウドリフトおよびマイグレーションに対する提案機会が増加し、堅調な受注につながりました。また、法改正に伴う電子化対応の動きを追い風に、電子配信に対応した新サービスが堅調な立ち上がりとなり、来期以降の引き合いも増加しています。

利益面では、メインフレーム事業において、金融業界で行われたシステム増強投資が一巡した影響を受けました。

クラウドサービス

IT活用クラウド事業では、サービスデスクの品質向上やDX推進にあたり必要性が増すITリソースの最適管理を実現するサービスマネジメント製品が好調に推移しました。また、コロナ禍でのリモートワークを支える基盤としての機能を持つサービスも好調に推移し、ハイブリッド型の働き方が拡大する中、引き合いが増加しています。

事業推進クラウド事業では、アフターコロナでのリアル勤務への回帰や景気回復に伴う企業の人材不足などを受け、企業の通勤費管理や人材ビジネス向けの人事管理クラウドサービスが伸長しました。

ソーシャルクラウド事業における、地方交通の活性化を移動体IoT技術で支援するサービスでは、アフターコロナの人流の復活やマーケットニーズの変化を捉え、交通に関する課題を抱える自治体向けへと販売戦略を転換したことが奏功し受注が増加しました。しかしながら損益面の回復では課題を残しました。

なお、損益面では、好調な主力サービス群の売上に支えられ、第4四半期の営業利益が53百万円となり、当連結会計年度では前期の△3億65百万円から1億68百万円改善しました。

プロフェッショナルサービス

データドリブン経営を志向する企業にデータからアプローチするデータマネジメントや、バリューアップ投資として顧客視点で事業を拡大するためのサービスマネジメントニーズが顕在化しています。それらの動向を受け、コンサルティング事業では、この分野における当社グループ企業の持つノウハウと実績が評価され、受注が増加しました。

システムインテグレーション事業では、DX推進ニーズの高まりを受けたパートナー企業からの案件増加に加え、グループの顧客基盤を活用した高付加価値案件受注への注力により収益性が向上しました。

アウトソーシング事業では、DX投資を背景としたシステム運用のアウトソーシング需要を捉え、システム運用代行サービスが堅調に推移しました。また、プロダクト・クラウド両セグメントの各種サービスにシステム運用サービスを加えた提案が、競争力の向上に寄与しました。

(脚注)

・サービスシフト

顧客の求める価値が商品そのものから、その商品を使うことで「どんな問題を解決できるか」や、さらには「どんな体験・感動を得られるか」へと移行する中、従来型のモノ自体の品質や機能の提供から、それを使用する局面、使用することで得られる価値をサービスとして提供することへと移行していくこと。

・マイグレーション

「移動、移住、移転」を意味する英語の「migration」が語源。IT分野では、ソフトウェアやハードウェア、システム、データ、開発言語などを別のプラットフォームに移行したり、新しいシステムに切り替えたりすることを意味する。たとえば、企業がコンピューターを買い替えたときや、合併するなどしてシステムを統合したときにマイグレーションが必要となる。

・カスタマーサクセス

「顧客が自社の課題を解決し、成功することを導く」サービスを指す。企業側から見たとき、「カスタマーサポート」がエンドユーザからの問い合わせに対応するサービスであるのに対し、「カスタマーサクセス」はエンドユーザのサービス利用状況に応じて能動的にアプローチする姿勢を指している。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 38 期 2019年度	第 39 期 2020年度	第 40 期 2021年度	第 41 期 (当連結会計年度) 2022年度
売 上 高 (百万円)	10,138	10,061	10,441	11,549
経 常 利 益 (百万円)	1,153	887	828	1,132
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	893	840	522	752
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	108円07銭	109円62銭	68円59銭	99円81銭
総 資 産 (百万円)	14,731	14,865	14,364	15,135
純 資 産 (百万円)	11,040	11,279	10,969	11,329
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,439円42銭	1,470円53銭	1,457円70銭	1,501円16銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーエスピー ソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するコンサルティング及び各種ソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連したコンサルティング
株式会社ユニ・トランド	80百万円	100.0%	移動体向けIoT型ソリューション事業
株式会社ヒューアップテク ロジー	45百万円	100.0%	人材ビジネス及び人事分野向けの総合管理システム並びにクラウドサービスの提供
株式会社ユニリタエスアール	45百万円	100.0%	ITシステム運用に関する設計、構築及びアウトソーシングサービスの提供
株式会社無限	30百万円	100.0%	システムインテグレーション事業及び自社パッケージソフトの企画、開発、販売
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	BCP（事業継続計画）サービスの提供
株式会社ユニリタプラス	25百万円	100.0%	西日本地域における製品販売およびサービスの提供
備実必（上海）軟件科技有限公司	1,380千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

■中期経営計画の進捗状況

2023年度は、当社グループが2021年度から推進している3か年の中期経営計画の最終年度になります。本中計のVISIONである「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」の下、事業会社としての経済的価値と社会貢献による社会的価値の創出の双方を実現することで企業価値向上を図っています。

中計2か年を経過した現在、各セグメントの戦略的役割と事業に関する主な取り組み状況は次のようなものです。

「プロダクトサービス」

これまで培ってきたシステム運用の強みを深化させ持続的に価値を提供するとともに、顧客対応力を強化すべく製品のサービスシフトを行っています。

既存顧客のシステム更改やマイグレーションなどの再構築ニーズに対してクラウドシフトやクラウドリフトを提案し、新たな価値提供をすることで受注を拡大してきました。また、帳票プロダクト事業のサービスシフトとして、電子帳簿保存法やインボイス制度などの法制度改正に対応するニーズを捉え、パートナー企業のサービスと組み合わせた帳票の電子化サービスにより、新たな顧客層を開拓しています。

「クラウドサービス」

当社が主力マーケットとしてきた企業のIT課題の解決に加え、デジタルトランスフォーメーションや働き方改革などの事業課題そして社会課題解決へと領域を拡大することで、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいます。グループで提供するサービスは、マーケットごとに情報システム部門向けの「IT活用クラウド」、事業部門向けの「事業推進クラウド」、社会、公共分野向けの「ソーシャルクラウド」の3つのカテゴリに分類し、それぞれの特性に合わせた成長戦略を展開しています。

「IT活用クラウド」分野では、顧客に提供するサービスを適切に管理し、課題解決と継続的改善を実現するサービスマネジメントサービスがマーケットからの高い評価を受けています。また、ハイブリッド型の働き方が拡大する中、従業員やIT部門の生産性とセキュリティを向上するサービスや、組織間をつなぎ必要な情報を確実に伝えるエンゲージメント向上サービスも売上を拡大しています。

「事業推進クラウド」分野では、グループ内2社の統合により、人事管理と人材派遣業向けサービスの競争力を強化し、事業拡大に弾みをつけています。

「ソーシャルクラウド」分野では、ITを活用した社会課題解決として、農業経営支援クラウドサービスや、地方交通の活性化を支援するITサービスを本格化させています。

「プロフェッショナルサービス」

コンサルティングからサービスの導入支援、システムインテグレーション、アウトソーシングまで、当社グループによるワンストップ型のビジネスを展開し、プロダクトやクラウドサービスの提供価値を高める役割を果たしています。

コンサルティング事業ではデジタルトランスフォーメーションを追い風に、データドリブン経営を志向する企業のデータマネジメントニーズが拡大、また企業が顧客視点のビジネスモデルに転換するためのサービスマネジメントニーズが高まるなど、当社グループのノウハウと実績が、クローズアップされ、受注拡大につながっています。

システムインテグレーション事業では、グループの顧客基盤を活用した販売戦略により、システム開発工程の内製化が進み、顧客提供価値および組織生産性の向上につながっています。

アウトソーシング事業では、事業を分社化し、顧客が自らのコアコンピタンス強化を実現するためのアウトソーシングニーズを機動的に取り込む体制を整備しました。

■環境認識と対処すべき課題

<環境認識>

コロナ禍を契機に、産業界では業務のオンライン化やテレワークが急速に進展し、消費行動ではeコマースの利用が拡大するなど、社会生活、働き方、事業活動など多くの局面でデジタル化をキーワードとした大きな変化が生じました。

そうした中、企業のIT活用のあり方や、DX推進の成果として求めるものにも急速な変化が生じています。例えば、IT活用が管理や効率化といった従来の効率化投資（守り：デジタルイゼーション）に留まっていた業界でも、インターネットを介した営業・販売活動や顧客接点のオンライン化など、ビジネスモデルの変革を目的としたバリューアップ投資（攻め：デジタルイゼーション）が急速に拡大しています。

<対処すべき課題>

こうした変化は、IT投資に関する顧客層の拡がりやニーズの多様化をもたらし、その潮流は、ITビジネスのマーケットを変化させ、IT業界が提供する価値やサービスのあり方の変化へとつながっています。このような環境下、当社グループとしては、「環境変化に対応した顧客起点の発想と行動の変化」、「顧客の成功を実現するための事業プロセスの変革」、「経営戦略を実現するための人的資本の強化」が重要になるものと考えます。

■2023年度の取り組み

当社グループではお客様の課題を解決し、ビジネスの成功をより確実なものにするために、強みである、「データ」「サービス」「プロセス」の「3つのITマネジメント力」を最大化できる組織体制を敷いています。この体制の下、①顧客との新たなリレーションシップの構築、②サービスシフトに向けた事業プロセスの変革、③CSV経営を実現するための人的投資の強化、をテーマとした施策を推進する計画です。

<2023年度施策>

- ① 顧客との新たなリレーションシップの構築
 - クラウドサービスの提供による新たなリレーションの創出
 - パートナー企業との協業による新規顧客開拓
 - グループ各社の強みを結集した提案力の強化
- ② サービスシフトに向けた事業プロセスの変革
 - システム運用に関するサービスプロセスの標準化・最適化
 - 新規サービス開発の体制強化と新技術への対応
 - サービスシフトに対応した品質マネジメントの継続的改善
- ③ CSV経営を実現するための人的投資の強化
 - ユニリタグループの経営戦略を実現するための人材の育成
 - 個々の潜在能力を引き出して新しいビジネスを創造できる人材の育成
 - 個々の力を活かすことができる環境、働き方の変革

当社グループでは、上記の戦略と施策に基づき、ITを活用した社会課題の解決を通じ、経済的価値と社会的価値の両立を実現するべく、事業活動に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容（2023年3月31日現在）**

企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品・サービス開発と販売、周辺システム開発、コンサルティング事業

(6) **主要な営業所（2023年3月31日現在）**

本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
名古屋営業所 名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

(7) **従業員の状況（2023年3月31日現在）**

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
669名	1名増

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	3名減	39.3歳	12.2年

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。

(8) **主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）**

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,000,000株 |
| ③ 株主数 | 5,587名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ユ ニ リ タ 社 員 持 株 会	460,643株	6.10%
光 通 信 株 式 会 社	459,400株	6.08%
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	440,000株	5.82%
株 式 会 社 リ ン ク レ ア	425,000株	5.63%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	374,800株	4.96%
株 式 会 社 ク エ ス ト	274,000株	3.63%
株 式 会 社 み ど り 会	270,000株	3.57%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	255,000株	3.37%
株 式 会 社 ア イ ネ ッ ト	250,000株	3.31%
日 本 情 報 産 業 株 式 会 社	250,000株	3.31%

- (注) 1. 当社は、自己株式を452,676株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	9,711株	5名

- (注) 当社の株式報酬制度に基づき非金銭報酬等として交付されたものであり、その内容につきましては、後記「2.(3).⑤取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取締役会長	竹 藤 浩 樹	
代表取締役 社長執行役員	北 野 裕 行	コーポレートスタッフ部門担当
取締役 常務執行役員	藤 原 達 哉	クラウドサービス事業本部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ代表取締役社長)
取締役 上席執行役員	野 村 剛 一	プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長 (備実必(上海)軟件科技有限公司董事長)
取締役 上席執行役員	金 子 紀 子	グループ業務本部長
取締役	三ツ木 義 人	
取締役	原 大	(アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役)
常勤監査役	竹 中 豊 典	
監査役	御子柴 一 彦	(小沢・秋山法律事務所)
監査役	佐 藤 昌 敏	(日本ナレッジ株式会社 社外監査役)

- (注) 1. 取締役 三ツ木義人氏および原大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、三ツ木義人氏および原大氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 竹中豊典氏は、大手金融機関勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しております。
4. 監査役 御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。

5. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。
- 上席執行役員 吉田 一也 クラウドサービス事業本部 副本部長兼 ITイノベーション開発センター長
(株式会社ヒューアップテクノロジー 代表取締役社長)
- 上席執行役員 小野 俊治 プログラクトサービス事業本部 副本部長
(株式会社ユニリタプラス 代表取締役社長)
- 執行役員 加藤 亮 経営企画部長 兼 情報システム部長兼 品質保証室長 兼 広報 IR 室担当
- 執行役員 清水 義仁 セールスユニット ゼネラルマネージャー

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
2022年6月23日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、取締役 新藤匡浩氏は任期満了により退任いたしました。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。
- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および社外取締役、監査役および社外監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の善意かつ重大な過失がない場合に損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為があった場合には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	142 (13)	122 (13)	7 (-)	12 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25 (25)	25 (25)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	168 (39)	148 (39)	7 (-)	12 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年6月23日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち、社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億500万円以内(ただし、使用人分給与は含みません)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額450万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 業績連動型報酬等の内容、指標の選定理由および算定方法は、後述の「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。算定する指標となる「連結売上高」および「親会社株主に帰属する当期純利益」は、「1.(2) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
6. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容は、後述の「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は「2.(1).⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
7. 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、2022年6月23日開催の第40期定時株主総会において、従来の取締役の報酬額の範囲内で年額400万円以内とし、各事業年度において割当てる当社の普通株式の総数は年22,000株を上限とすることを決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役報酬の基本方針

- ・業績および中長期的な企業価値向上への貢献を重視した報酬体系とし、株主と価値観・評価目線を共有できるものとします。
 - ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とします。
- b.取締役報酬ガバナンス
- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定権限を、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、半数以上の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に委任します。
 - ・指名・報酬委員会の委員は、代表取締役社長 北野裕行氏、独立社外取締役 三ツ木義人氏、独立社外取締役 原大氏となります。
- c.取締役報酬の決定プロセス
- ・取締役の個人別報酬額は、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定します。
- d.報酬構成
- ・当社取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、毎月一定額の金銭を支給する「基本報酬」および「業績連動報酬」と、毎年1回、一定の時期に支給する「非金銭報酬」で構成しております。それぞれの報酬の構成割合は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に決定したミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた報酬基準額を、役員に応じて概ね「基本報酬」75～80%・「業績連動報酬」10～12.5%・「非金銭報酬」10～12.5%の比率で決定しております。また、「基本報酬」および「業績連動報酬」については、それぞれの評価に応じて増減させるものとします。
- なお、社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成しております。
- e.基本報酬の額の決定に関する方針
- ・基本報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた基本報酬基準額に対して、前年度の定性評価を反映し、毎年7月に改訂します。
 - ・定性評価は、使用指標として①中長期的企業価値貢献に資する施策(資本政策、M&A、事業提携、新規事業推進等)、②担当部門の業務執行の成果(業績、利益の貢献、人材育成、内部統制の執行状況等)、③経営参画貢献度(経営会議、取締役会での意思決定参画、グループ連結貢献、横断プロジェクト牽引、特別事項対応等)を評価し算定します。(変動幅：±5%)
 - ・社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬としております。
- f.業績連動報酬の額の決定に関する方針
- ・業績連動報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲(成果責任)、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた業績連動報酬基準額に対

して前年度の定量評価を反映し、毎年7月に改訂します。

- ・定量評価は、業績指標として連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益を採用し、そのなかでも親会社株主に帰属する当期純利益をより重視します。当該指標を選択した理由は、中期経営計画における経営上の目標の達成状況を判断し、会社業績との連動性を高め、かつ客観性および透明性を高めるためであります。また算出比率については、前年比と予算比を使用し、そのなかでも計画に対する進捗を評価するうえで予算比を重視し算定します。(変動幅：0～200%)

g.非金銭報酬の額の決定に関する方針

- ・非金銭報酬の額の決定方法は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を基に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた非金銭報酬基準額に応じて、毎年定時株主総会以降の取締役会にて譲渡制限付株式を付与します。譲渡制限期間の満了その他の事由に該当した場合、譲渡制限を解除いたします。

h.取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・個別の取締役の報酬は、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定しており、取締役会は、取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 原大氏は、アルフレッサホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役 御子柴一彦氏は、小沢・秋山法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役 佐藤昌敏氏は、日本ナレッジ株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役 ⁶ に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三ツ木 義人	<p>当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにしたIT企業経営に関する高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
取締役	原 大	<p>当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。長年にわたる大手金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
監査役	竹中 豊典	<p>当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。大手金融機関勤務ならびに事業会社における代表取締役社長としての長年にわたる経営実務経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	御子柴 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門知識と上場会社における法務業務に精通し、その経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	佐藤 昌敏	<p>当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。上場IT企業に長年勤務し取締役を務めた経営実務経験に加え、同企業グループ子会社の監査役を務めた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等
- | | |
|--|----------|
| (i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 46,070千円 |
| (ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 46,070千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 会社法第340条第1項に定める項目

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2009年5月8日の取締役会において決議し、2023年4月24日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、2014年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての役員および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

【行動指針】

1. ユニーク

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

2. 誠実

私たちは、企業として持続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

7. 凜

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凜としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を全役職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。
 - (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。
 - (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的を実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼動を支援する体制を構築します。
 - (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、月1回以上（定時）開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。
 - (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 【当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制】
経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
 - (ii) 【当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
 - (iii) 【子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】
「関係会社管理規程」に基づき、定期的開催される「関係会社責任者会議」において、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を行います。
 - (iv) 【子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】
当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役職務の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役職務を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
 - (ii) 監査役から監査役職務を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
- (ii) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として半期に一度定期的な連絡会を持つこととします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の基本方針の運用状況

取締役および社員に対して、「企業理念」および「行動指針」を記載したカードを配付するなど、全社に浸透させるための取り組みを継続的に実施しております。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

(i) グループ全体で順法精神の浸透を図るため、毎年定期的に、e-Learningを使用し、当社グループの取締役および従業員に対して、コンプライアンス・内部統制・プライバシーマークに関する教育を実施しております。また、中途入社社員に対しても、随時、入社時のオリエンテーションの際にこれらの教育を実施しております。更に、毎年、当社グループの取締役および幹部社員に対しては、特に管理者層が注意すべきコンプライアンス・内部統制の重要部分に関する教育を追加で実施しております。また、取締役および従業員に対して、「個人情報取り扱いに関する同意書兼誓約書」「ソーシャルメディアポリシーに関する誓約書」「秘密情報の取り扱いに関する誓約書」「コンピュータ環境の利用に関する誓約書」の提出を義務付けております。

(ii) 年2回（上期・下期）、全社的な内部統制運用状況の評価結果および法令遵守状況を取締役に報告しております。

(iii) グループ内部通報規程に基づき、社内の内部通報窓口とは別に、社外弁護士による外部通報窓口を設定して、通報者が利用しやすいように配慮した内部通報制度を設置しております。また、内部通報制度の周知のために、内部通報制度に関する電子ポスターを社内ポータルに掲示し、かつ、全社規模の研修等でも制度説明を行うなどの取り組みを行っております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況

「情報セキュリティポリシー」に従い、文書管理システムにて、各種規程および取締役会・監査役会・執行役員会等の重要な会議における資料や議事録の保存、管理を実施しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

(i) 年2回、取締役・執行役員・部門長を委員とする「危機管理委員会」を開催し、策定した事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために、災害時における安否確認・業務復旧・事業継続等の観点から、随時、BCPの見直し更新を行っております。

- (ii) 「グループ内部統制要領」に基づき、「内部統制チェックリスト」にて、各部門長がリスク管理を含めた内部統制に関する自己点検を行うことにより、内部統制上の不備を未然に防ぎ、リスクの高い項目については集中的に見直しを図ることができる体制としております。また、コンプライアンス、内部統制、各種社内規程等に関して違反があった際には、当該違反者は、取締役および部門長に対して、都度、速やかに、違反の経緯・原因・再発防止策を「内部統制不備報告書」に取り纏めて提出することが義務付けられております。上記の運用状況に関して、年2回、取締役会、幹部会（当社グループの役員および幹部社員が出席）において報告が行われております。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- (i) 年間会議スケジュールに従い、取締役会（月1回）、経営会議（月1回ないし2回）をそれぞれ開催しております。また、臨時取締役会も開催しております。
 - (ii) 決裁に関する「職務権限規程」において、社長執行役員決裁、担当執行役員決裁等の決裁権限を定めております。また、年間会議スケジュールに従い、執行役員会を、月1回以上（定時）開催しております。なお、執行役員会は、年度経営計画の実行推進（部門計画の進捗チェック）、取締役会への報告事項、提案事項等の検討審議、執行役員の相互チェック・情報交換を目的として開催しております。
 - (iii) 組織規程および職務分掌規程により、各部門の職務分掌および責任者を明確にするとともに、担当取締役の職務分担も明確にしております。また、職務の適正化および効率化のために、当社グループの各取締役は、四半期に一度、担当部門の施策および計数の予算と実績を比較したPDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）に基づく報告を取締役会に行っております。更に、実効性を高めるため、「差異分析書」により対応方法を取り纏めて当該報告を行っております。なお、子会社の取締役会においても施策および計数の予算/実績比較のPDCA報告を実行しております。
- ⑥ ユニリタグループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
- (i) 当社グループの各取締役は、営業成績、財務状況その他重要な情報について、毎月、取締役会に報告しております。また、当社の取締役または執行役員が子会社の取締役を兼務し、毎月、子会社の取締役会に出席して意見を述べております。
 - (ii) 当社の経理・財務担当の取締役は、子会社に対して、規程に定められた資料（月次決算報告書、月次業務活動状況報告書など）の提出を求め、これを保管しております。また、経理・財務担当の取締役および監査役は、四半期毎に会計監査人とのミーティングを実施しております。

- (iii) 当社の取締役は、子会社の達成すべき目標を明確化して共有するため、子会社の状況を当社の取締役会に報告しております。また、毎月、当社グループの各代表取締役（社長）が参加する会合を開催し、意見交換しております。また、子会社の管理を担当する当社の取締役は、子会社の取締役会にて子会社の取締役または幹部社員より、関係会社管理規程に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を受けたり、意見交換を行うなどして、職務執行の効率性に関する観点からの課題把握・提案を行っております。
 - (iv) 内部監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、金融商品取引法の整備・運用状況に関して、当社グループの監査を実施しております。また、当社監査役は、一部の子会社の監査役を兼務し、子会社に関する状況を監査役会に定期的に報告するとともに、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、子会社に関する状況の把握に努めております。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨を「職務分掌規程」に明記しております。内部監査室は、当該規程に基づき、監査役の指示に従い、補助業務を実施し、適宜、問題がある場合は監査役に報告を行っております。
 - (ii) 内部監査室は、監査役職務の補助業務に関しては、取締役および上長等の指揮・命令を受けておらず、「内部監査規程」および「就業規則」等に基づいて職務を遂行しております。また、人事評価に関しても監査役会と協議のうえ、決定しております。
- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
- (i) 取締役会、経営会議、執行役員会において、随時、監査役に対して、重要事項に関する報告を行っております。特に取締役会において、年2回（上期・下期）、内部統制活動の状況（コンプライアンス・内部通報・リスク管理等）を監査役に報告しております。
 - (ii) 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会に出席しております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める機会が確保されています。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- 「グループ内部統制規程」に不利益取扱いを禁止する旨を明記して、従業員に周知しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
監査役会は、期初に必要な経費を予算計上し、経理部は、監査役または監査役会の職務の執行に必要な費用に関して、監査役からの費用請求に基づき速やかに支払処理しております。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
半期に一度、代表取締役と監査役との連絡会を開催し、意見交換しております。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
内部監査室は、独立的立場から、すべての部門における内部統制システムの遵守状況および有効性を確認するため、各部門長による日々の決裁承認行為等に関する日常的なモニタリングおよび「内部統制チェックリスト」「内部統制不備報告書」を使用した包括的なモニタリングを実施し、当該部門が不備の是正・改善を行うように指摘しております。また、内部監査室は、業務プロセスに関する運用状況評価（いわゆるJ-SOX監査）を実施し、監査結果を会計監査人に提出しております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況
反社会的勢力排除に向けた体制および運用方法に関する教育コンテンツを、コンプライアンス研修に組み込んで全社的に実施しております。また、「グループ反社会的勢力排除に関する要領」に従い、2015年12月より、日経テレコンを使用して、当社グループとの新規取引先が反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施し、反社会的勢力に該当する場合もしくはその疑いが濃厚な場合は取引を行わないこととしております。なお、既存の取引先についても、毎年、反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用ソリューションの提供、ITシステム運用管理パッケージソフトウェアの開発・販売・サポートにおいて高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

加えて、当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことを方針としています。

このような考えのもと、当社は、2006年6月22日付で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、数次の更新を経ております。

当社は、買収防衛策に関する現行プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、株主の皆さまの適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現在の買収防衛策の重要性に変わるところはないと判断し、2022年6月23日開催の第40期定時株主総会において、さらに2年間の継続更新が承認されました。その有効期間は第42期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、当社は、長期的な観点から企業価値の増大に務めるとともに、定款第7条にて「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる」旨を定めております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様にも長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識しております。配当による利益還元につきましては、株主資本配当率（DOE:Dividend on Equity Ratio）を採用し、資本効率ならびに財務の健全性を踏まえた株主還元を行ってまいります。そして、1株当たりの配当金（普通配当）は、維持もしくは増配を基本方針といたします。なお、定款第48条にて「剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」ものとしております。

上記方針の下、当期については、1株当たり中間配当34.00円、期末配当としては、1株当たり34.00円とし、年間で68.00円の配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[10,819,668]	【流動負債】	[3,577,207]
現金及び預金	9,008,031	買掛金	523,330
売掛金	1,421,995	リース債務	209
契約資産	25,877	未払法人税等	170,897
棚卸資産	38,191	前受収益	1,749,681
その他	325,572	賞与引当金	306,790
【固定資産】	[4,315,711]	その他の	826,298
(有形固定資産)	(102,926)	【固定負債】	[228,366]
建物	42,383	長期未払金	131,033
工具、器具及び備品	59,835	繰延税金負債	27,610
車両運搬具	140	退職給付に係る負債	69,723
土地	422	負債合計	3,805,574
リース資産	145	純資産の部	
(無形固定資産)	(1,049,735)	【株主資本】	[10,887,161]
ソフトウェア	648,902	資本金	1,330,000
のれん	396,533	資本剰余金	1,584,041
その他	4,299	利益剰余金	8,663,201
(投資その他の資産)	(3,163,048)	自己株式	△690,080
投資有価証券	2,794,855	【その他の包括利益累計額】	[442,643]
繰延税金資産	117,769	その他有価証券評価差額金	428,416
差入保証金	174,908	為替換算調整勘定	14,227
その他	75,514	純資産合計	11,329,805
資産合計	15,135,380	負債純資産合計	15,135,380

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	11,549,179
売上原価	4,971,306
売上総利益	6,577,872
販売費及び一般管理費	5,661,938
営業利益	915,934
営業外収益	222,045
受取利息	3,345
受取配当金	123,024
為替差益	668
保持分法に依る投資利益	9,490
消費税	21,531
その他	35,441
営業外費用	28,542
支払利息	5,342
コミットメントファイ	142
和解	1,000
経常利益	4,200
特別損失	1,132,636
固定資産除却損失	49,325
減損	2,450
税金等調整前当期純利益	46,875
法人税、住民税及び事業税	1,083,310
法人税等調整額	314,326
当期純利益	16,413
親会社株主に帰属する当期純利益	752,570
	752,570

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	1,579,397	8,423,095	△724,701	10,607,791
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△512,465		△512,465
親会社株主に帰属する 当期純利益			752,570		752,570
自己株式の処分		4,644	-	34,620	39,264
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	4,644	240,105	34,620	279,370
当連結会計年度末残高	1,330,000	1,584,041	8,663,201	△690,080	10,887,161

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	351,205	10,284	361,490	10,969,281
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△512,465
親会社株主に帰属する 当期純利益				752,570
自己株式の処分				39,264
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	77,210	3,942	81,153	81,153
当連結会計年度変動額合計	77,210	3,942	81,153	360,523
当連結会計年度末残高	428,416	14,227	442,643	11,329,805

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[7,333,613]	【流動負債】	[2,202,236]
現金及び預金	6,108,529	買掛金	158,281
売掛金	602,943	未払金	132,843
契約資産	16,567	未払費用	300,112
仕掛品	2,317	未払法人税等	8,628
前払費用	174,608	未払消費税等	71,820
関係会社短期貸付金	872,196	前受収益	1,354,136
その他	79,451	預り金	21,819
貸倒引当金	△523,000	賞与引当金	154,119
		その他	473
【固定資産】	[4,724,727]	【固定負債】	[157,766]
(有形固定資産)	(63,488)	長期未払金	103,441
建物	19,075	繰延税金負債	24,773
工具、器具及び備品	44,272	退職給付引当金	29,551
車両運搬具	140		
(無形固定資産)	(353,514)	負債合計	2,360,003
ソフトウェア	351,152		
電話加入権	2,361	純資産の部	
(投資その他の資産)	(4,307,724)	【株主資本】	[9,269,921]
投資有価証券	2,794,604	(資本金)	(1,330,000)
関係会社株式	1,224,464	(資本剰余金)	(1,455,144)
関係会社出資金	18,003	資本準備金	1,450,500
出資金	10,117	その他資本剰余金	4,644
関係会社長期貸付金	260,855	(利益剰余金)	(7,183,281)
差入保証金	94,400	利益準備金	120,000
その他	32,279	その他利益剰余金	7,063,281
貸倒引当金	△127,000	別途積立金	1,982,200
		繰越利益剰余金	5,081,081
資産合計	12,058,341	(自己株式)	(△698,504)
		【評価・換算差額等】	[428,416]
		(その他有価証券評価差額金)	(428,416)
		純資産合計	9,698,337
		負債純資産合計	12,058,341

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,879,922
売上原価	1,537,089
売上総利益	4,342,833
販売費及び一般管理費	3,991,585
営業利益	351,248
営業外収益	231,011
受取利息	14,183
受取配当金	136,339
受取事務手数料	65,133
保険配当金	8,450
為替差益	760
その他	6,143
営業外費用	101,000
コミットメント引当金繰入	1,000
経常利益	100,000
特別損失	481,259
固定資産除却損	21,884
減損	1,809
税引前当期純利益	20,075
法人税、住民税及び事業税	459,375
法人税等調整額	73,037
当期純利益	33,875
	352,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 本 金 剰 余	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	-	1,450,500	120,000	1,982,200	5,241,083	7,343,283
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△512,465	△512,465
当 期 純 利 益							352,462	352,462
自 己 株 式 の 処 分			4,644	4,644			-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,644	4,644	-	-	△160,002	△160,002
当 期 末 残 高	1,330,000	1,450,500	4,644	1,455,144	120,000	1,982,200	5,081,081	7,183,281

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△733,124	9,390,659	351,205	351,205	9,741,864
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△512,465			△512,465
当 期 純 利 益		352,462			352,462
自 己 株 式 の 処 分	34,620	39,264			39,264
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			77,210	77,210	77,210
当 期 変 動 額 合 計	34,620	△120,737	77,210	77,210	△43,526
当 期 末 残 高	△698,504	9,269,921	428,416	428,416	9,698,337

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	檜 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 部 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 部 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、2022年6月23日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的で開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、3名の監査役のうち2名の監査役が一部の子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、他の子会社を含めて子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。また、グループ監査の観点からは、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの構築および運用状況について協議いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社ユニリタ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 竹 中 豊 典 ㊟

監査役（社外監査役） 御子柴 一 彦 ㊟

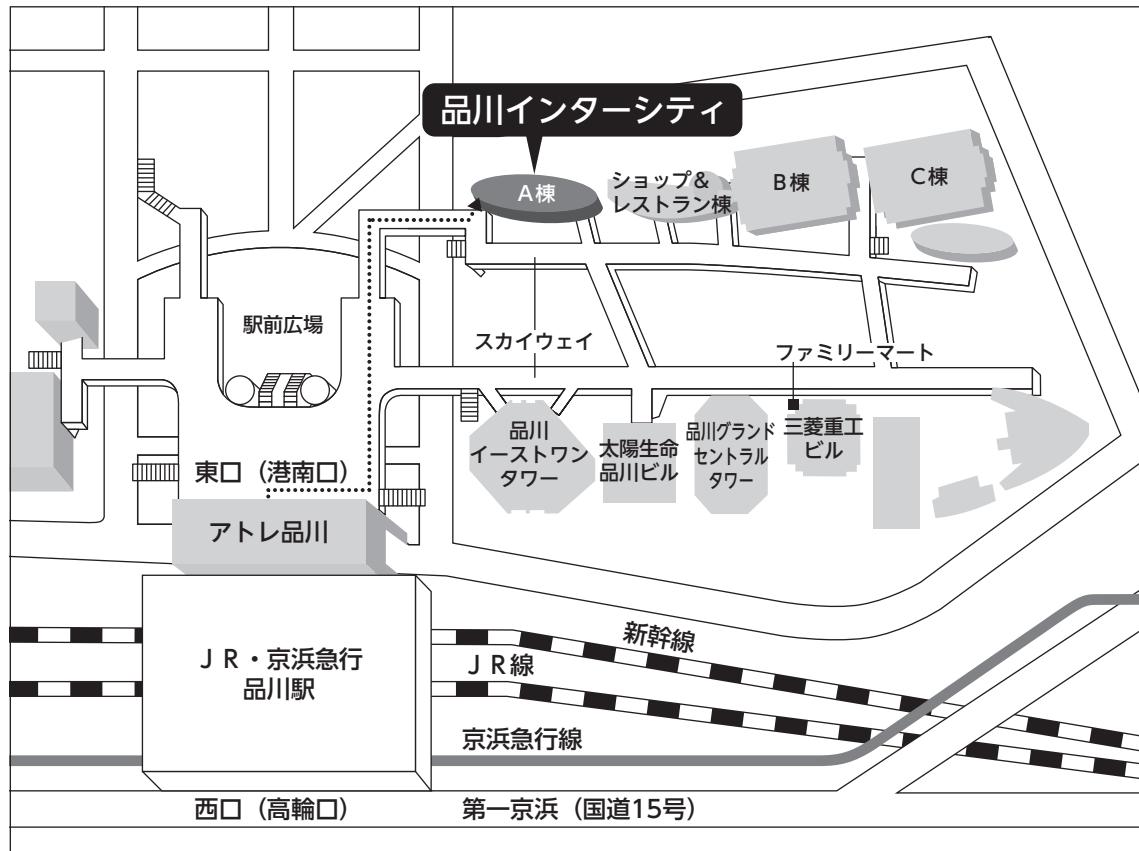
監査役（社外監査役） 佐 藤 昌 敏 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時：2023年6月22日（木曜日）午後2時（午後1時より受付開始）

会場：東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟



駅からのアクセス方法

- ① JR・京浜急行「品川駅」、港南口へお進みください。
- ② 港南口を出て階段等を降りずに、地図上の点線に従い、右前方へお進みください。
(品川インターシティに向け、歩道橋が続いています。)
- ③ 歩道橋から、背の高い楕円形のビルが見えます。そちらが品川インターシティA棟です。
(歩道橋から2階入口へ直結しています。)

お願い 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。